

平成28年3月定例教育委員会会議録

- 日 時 平成28年3月24日（水） 午後4時～4時34分
○場 所 櫛引庁舎・教育委員室
○出席委員 1番 毛呂 光一（委員長職務代理者）
2番 難波 信昭（教育長）
4番 佐藤 清美
5番 田中 芳昭（委員長）
○欠席委員 3番 佐竹 美津子

出席議事説明職員氏名

教育部長	小細澤 充	管理課長	石 塚 健
学校教育課長	中 野 洋	学校教育課指導主幹	成 澤 和 則
社会教育課長	佐 藤 正 哉	社会教育課文化主幹	岡 部 信 宏

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 鶴見美由紀

会議次第

1. 開会
2. 会議録署名委員の指名
3. 議事
日程第1 議第10号 鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
日程第2 議第11号 鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
日程第3 議第12号 鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について
日程第4 議第13号 鶴岡市丸岡城跡史跡公園条例施行規則の制定について
日程第5 議第14号 平成28年度市職員人事異動について（非公開）
4. 報告事項
なし
5. 閉会

開 会（午後４時）

委員長

本日の会議に３番委員は欠席であるが、定足数に達しているので、ただ今から３月の定例教育委員会を開会する。市民憲章唱和は省略する。本日の会議録署名委員は、１番委員に願います。

それでは、議第１０号鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について説明をお願いする。

管理課長

議第１０号鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正についてご説明申し上げます。本規則では、第１条第１項に教育委員会の議決事項として、１６の事項を掲げ、それ以外の教育事務を教育長に委任するという規定のしかたをしている。この度は、そのうちの一つの事項を見直すとともに新たに１事項を追加するものである。

まず、見直す事項として、第１条第１項第１１号の改正である。各種委員の委嘱について定めており、現行では、社会教育委員、スポーツ推進審議会委員及び文化財保護審議会委員の委嘱を議決の対象としているが、教育委員会にはこの他に、いじめ問題対策連絡協議会委員、学校給食センター運営委員会委員、公民館運営審議会委員、郷土資料館運営委員会委員、図書館協議会委員がある。現行で規定している３委員とこれらの委員を区別する事情等はないので、改正後にあるように、附属機関の委員として、委嘱及び任命について全般的に教育委員会での議決事項とするものである。これまで、この３委員に留めていた経過としては、恐らく当該３委員が、教育委員会行政組織規則に定める各課の所掌事務に掲げられている審議会等の委員であり、それらを本規則で規定することで、規則間の整合を図ったものと推察される。ただ、法令や条例で設置されている委員についても同様に議決事項とするのが本来であるため、今回の改正とさせていただくものである。

続いて、新たに追加する事項として、同項に第１７号として不服申し立てに関することを加えるものである。この改正は、行政不服審査法の改正に伴うものであり、法改正の概要は、別紙にまとめている。教育委員会も含めた行政庁の処分等に対する不服申し立てについて、現行では、処分をした教育委員会に対し、異議申し立てをすると規定されており、異議申し立てされた場合には、教育長が対応することとなっているが、今回の法改正に伴い、不服申し立ての対応は、教育委員会の議決事項として審議の中で決めていただくということである。主な改正点は、不服申し立ての手続きとして、これまでの異議申し立てと審査請求を審査請求に一元化するであるとか、公平性の向上ということで市長部局に新た

に審理員を置いたり第三者機関に諮問したりして、公平性の向上を図るという意図がある。教育委員会をはじめとした行政委員会においては、合議制という体制により審理機能が確保されるという考え方から、審理員や第三者機関の設置義務が適用除外となるので、不服申し立てに対する審理については、教育委員会の議決事項とさせていただくものである。

内容等は以上であり、附則としてこの施行を本年の4月1日からとするものである。

委員長 ただいまの説明に質問、意見はないか。ご異議なければ可決ということによろしいか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとして、議第10号は可決された。次に議第11号鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について説明をお願いします。

管理課長 議第11号鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてご説明申し上げる。今、可決いただいた教育長に対する事務委任規則の改正にあたり、事務決裁の在りかたを改めて検討したところ、合議体としての教育委員会と教育長それぞれの権限にかかる専決事務について、整合の図られていない事務があったことから、より適正な規程へと改めるものである。

規程の第1条に目的を定めており、これまでは、教育長の権限に属する事務を対象とした規程であったが、今回の改正により、合議体としての教育委員会の権限に属する事務を対象に加えるものである。

第2条は、それに基づく字句の改正である。

第3条は、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長の専決できる事務を新たに定めるものである。具体的には、新たに4つの項目を教育長の専決事務として定めるものである。職員の昇給に関すること、職員の分限に関すること、職員の育児休業の承認等に関すること及び臨時的任用職員等の任免に関することの4件である。これまで第3条に定めていた教育長の事務の代決に関しては、第7条として改めて規定するものである。ここに第7条を加えることに伴い、第8条以下の条を1条ずつ繰り下げ、別表第1から、教育長の専決事務とした職員の任免とか、育児休業、昇給等にかかる事務の部分を削除するものである。これで、教育長の専決事務を定めた先程の第3条との整合性を図るものである。附則として施行期日を本年の4月1日とするものである。

委員長 ただいまの説明に質問、意見はないか。ご異議無いようなので、議第11号は可決してもよろしいか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとして、議第11号は可決された。次に議第12号鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。

学校教育課長 議第12号鶴岡市立小中学校管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。この度の管理規則の一部改正は、山形県教育委員会において、学校事務職員の職として、「主任主事」と「副主任」が新設されたことを受け、学校に置く職とその職務について改正を行うものである。

学校に置く職については、第5章の第14条に規定されているが、その中にある「係長、業務名を冠する専門員、専門員、主任」を「主任主事、副主任」に改めるものである。これは、新たに設けられた「主任主事」と「副主任」を盛り込むとともに、今まで学校事務職員の職として規定されていた市職員に関わる「係長、業務名を冠する専門員、専門員、主任」を、現在、市正規職員が学校事務職員として配置されることがないことから、削除したものである。

また、職務については、第15条に規定されておるが、第3号の中にある「係長、業務名を冠する専門員、専門員、主任」を削り、同号の次に、第4号「主任主事は、上司の命を受け、高度の知識経験を必要とする事務に従事する。」と、第5号「副主任は、上司の命を受け、担当事務に従事する。」を加えるものである。

この学校事務職員に関わる新たな職は、平成28年度教職員人事異動より適用となるので、4月1日からの施行とする。

委員長 ただいまの説明について、質問はないか。

2番委員 第14条について、事務主査、主査、主事では給料表に違いがあると思われるが、職階によって主任主事、副主任という職をもらった時に、給料表は変わるのか。また、給料は上がるのか。

学校教育課長 給料表の詳細については、確認後にお知らせする。

委員長 他に意見ないか。ご異議なければ議第12号を可決してよろしいか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしとして、議第12号は可決された。次に議第13号鶴岡市丸岡城跡史跡公園条例施行規則の制定について、説明をお願いします。

社会教育課 議第13号鶴岡市丸岡城跡史跡公園条例施行規則の制定についてご説明申し上げます。本規則は、「鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例」の第14条の「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める」との規定に基づき、規則第1条の趣旨に記載のとおり、条例の施行に関して必要な事項を定めるものである。

文化主幹 第2条の許可申請書では、第1項及び第2項のとおり、史跡公園使用許可申請書及び史跡公園使用変更許可申請書の様式をそれぞれ「様式第

1号]、「様式第2号」と定めるものである。

第3項では、許可申請及び変更許可申請の提出の際に、その申請に係る事項が他の法令の規定による許可が必要な場合、許可を受けたことを証する書面の写しを添付することを義務付けているものである。

第3条の許可書では、第1項及び第2項のとおり、第2条の許可申請書及び変更許可申請書に係る許可書を「様式第3号」、「様式第4号」により交付するものである。

第4条の使用料の減免の申請では、使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、「様式第5号」の使用料免除申請書を市長に提出しなければならないものである。

なお、本規則の施行日は、附則にあるように、条例の施行日と同日の平成28年4月1日からとしている。

委員長 ただいまの説明に質問、意見はないか。無いようなので、議第13号は可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとして、議第13号は可決された。議事は、これで終わるが、難波教育長から挨拶がある。

難波教育長 (挨拶がなされた)

委員長 議第14号平成28年度市職員人事異動については人事案件のため非公開とすることにご異議ないか。

各委員 異議なし。

委員長 それでは、議第14号は非公開とする。

(会議録は別記録とする)

委員長 議事は以上であるが、報告事項はないか。無いようなので、これをもって3月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 (午後4時34分)